

【写し】

懲戒処分書

主たる事務所 東京都東大和市清原四丁目8番地21
名 称 藤和土地家屋調査士法人

上記の者に対し、次のとおり処分する。

主 文

令和5年10月14日から2週間の業務の停止に処する。

理 由

第1 事案の概要

本件は、藤和土地家屋調査士法人（以下「被処分法人」という。）が、東京都■■■■区■■■■丁目■■■■番■■■■の土地（以下「本件土地」という。）について測量業務、境界確定業務等を受任したところ、これらの業務を補助者に行わせており、常習的に土地家屋調査士の業務を補助者任せにしている疑いがあるとして、本件土地の隣接地の共有持分権者である■■■■（以下「申出人」という。）から、懲戒の申出がされた事案である。

第2 認定事実

以下の事実が、東京土地家屋調査士会の調査結果報告書及び東京法務局における調査結果その他の一件記録から認められる。

- 1 (1) 被処分法人は、平成■■■■年■■■■月■■■■日に設立され、法人番号01-0026をもって東京土地家屋調査士会の登録を受け、東京都東大和市清原四丁目8番地21において土地家屋調査士の業務を行っている法人であり、境界杭設置等を専ら補助者に行わせたことを理由に、平成■■■■年■■■■月■■■■日付けで4か月の業務の停止の懲戒処分を受けている。
- (2) 土地家屋調査士本橋純（以下「本橋」という。）は、昭和■■■■年■■■■月■■■■日、土地家屋調査士となる資格を取得し、昭和■■■■年■■■■月■■■■日付け登録番号東京第6403号をもって土地家屋調査士の登録を受け、同日、東京土地家屋調査士会に入会し、土地家屋調査士の業務に従事していた者であり、平成■■■■年■■■■月■■■■日から、被処分法人の社員として勤務していたが、令和■■■■年■■■■月■■■■日に死亡した。

2 被処分法人は、平成■■年■■月頃、株式会社■■■（以下「本件会社」という。）から、本件土地の測量、境界確定及び分筆登記の代理申請業務を受任した。

3 本橋は、平成■■年■■月■■日、本件土地に隣接する東京都■■区■■■■丁目■■番■■の土地（以下「本件隣接地」という。）の共有持分権者である申出人及び■■■■との間で、本件土地と本件隣接地との境界確認を行うために、被処分法人の補助者である■■■■（以下「■■■」という。）と共に本件土地に赴いた。ところが、本橋は現地で他の土地の所有者と話し込んでいたことから、■■■に申出人への対応を全て任せた。その結果、本橋は、土地家屋調査士が自らの責任で行うべき土地家屋調査士業務である境界確認の立会いやその説明を申出人に対してすることを怠り、専ら■■■に行わせた。

第3 処分の量定

1 上記第2の2及び3によると、本橋は、被処分法人が受任した業務について、土地家屋調査士が行うべき境界確認の立会い等を補助者に行わせたこと認められるところ、このような被処分法人の行為は、土地家屋調査士法第2条（職責）、同法第24条（会則の遵守義務）、同法第41条（調査士に関する規定等の準用）、東京土地家屋調査士会会則第87条（品位保持等）、同会則第88条（会則等の遵守義務）、同会則第92条（業務の取扱い）に違反する。

2 上記1の違反行為は、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人に対する懲戒処分の考え方（処分基準等）の別表番号7「現地確認義務違反又は筆界確認義務違反」に該当し、量定として「戒告又は2年以内の業務の停止」が相当とされている。

3 本件において、被処分法人の業務を行った本橋は、土地家屋調査士が責任をもって行うべき境界の立会いやその説明を補助者に行わせているところ、このような業務の取扱いは、土地家屋調査士としての自覚を欠くものといわざるを得ない。また、被処分法人には本件と同種の非違行為を理由とした懲戒処分歴があるにもかかわらず、上記1の違反行為に及んでいる点は悪質といえる。

4 他方、本橋は本件土地には赴いていること、上記1の違反行為により何らかの被害が発生したとは認められないことといった事情も認められる。

5 よって、これら一切の事情を考慮し、土地家屋調査士法第43条第1項第2号の規定により被処分法人を主文のとおり処分する。

令和5年9月20日

法務大臣 小泉龍司



(教示)

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所にこの処分の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には、この処分の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、判決の日から1年を経過した場合は、この処分の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。